

経営会議の内容

件 名	大和市防災協力農地登録制度要綱の制定について
所 管 部	市長室
日時・場所	平成27年 8月25日（火） 13:00 ～ 13:35 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、危機管理監、危機管理課長
提 出 理 由	大規模な災害が発生した際に、市民が一時的に避難できる場所等として、防災協力農地に関する登録制度を設けるため
会議経過	【主な意見等】 ・ 防災協力農地の用途だが、他市のように仮設住宅建設用地には利用しないのか。 （所管部）「災害復旧用資材置場等」としているのので、仮設住宅用地やガレキ等を置く場所として利用することも視野に入れている。仮設住宅については、公共用地への設置が優先されるため、このような表現に留めている。 ・ 災害復旧用資材とはどのような物か。例えば重機やその燃料は含まれるのか。 （所管部）木材、鉄骨、砂利などを想定しているが、限定していない。法令により保管方法が指定されている物については、法令に則して取り扱う。 ・ 使用期間が原則2年以内ということだが、土地の地目はどう扱うのか。 （所管部）農地の原状復帰を前提とした災害時利用となることから、農地法上の一次転用の取扱いとなる。 ・ 立毛補償に関し、例えば防災協力農地に登録していない隣接農地に避難する人が出た場合、補償はどうなるのか。 （所管部）隣接農地が対象外であることを周辺住民へ周知していくとともに、隣接農地の所有者には平時から防災協力農地への登録を働きかけていく。 ・ 将来的にはどの程度の防災協力農地を確保していくのか。 （所管部）どのくらい申し出してもらえるか現時点では分からないが、なるべく市内に点在できるようにしたい。特に市街化区域内の農地所有者に声かけをしていく。 ・ 所有者が違う隣接する土地が500㎡以上ある場合、登録は可能か。 （所管部）所有者の違う一団の農地についても視野には入れているが、できる限り単一所有者や親族の所有地が良いと考えている。 ・ 要綱（案）第10条で「避難空間として使用することができる」としているが、住民の判断で利用可能と考えて良いか。また、今後、JAとの協定は検討するのか。 （所管部）一時的な避難空間としての利用については、特段、市が制限をかけることはない。また、JAとの協定について現時点では検討していないが、農地の登録において協力を仰ぐ部分があれば今後考えていきたい。 ・ 現在ある一時避難場所に加えて防災協力農地もあるとなると、避難の際に混乱を招かないか。 （所管部）一時避難場所は自治会が災害時の活動拠点とする場所だが、防災協力農地は災害が発生した際に避難する場所となる。混乱しないよう周知していきたい。

	・一時避難場所については、学校でも生徒に指導している。防災協力農地制度により、今後、一時避難場所は増えていくのか。また、農地を囲うフェンスがあり入れない場所もあるが、子どもたちが逃げ込めるよう整備するのか。 （所管部）防災協力農地に登録した方からの賛同を得られた場合に、自主防災会が一時避難場所に指定することで新たな一時避難場所となることも考えられる。また、柵などについて市が改修を行うことは考えていないが、申し出があった時点で現地確認を含めて判断していきたい。 ・市内に防災協力農地を分散化したいとのことだが、登録の申し出を断ることはあるのか。 （所管部）浸水の危険性がある場所や土砂災害危険箇所などについては、登録をお断りすることがある。 ・市街化調整区域の農地の取扱いはどうなるのか。 （所管部）市街化調整区域の場合であっても、資材置場等で必要となることが想定され、申し出により登録された場合は同様の扱いになる。
会議結果	案のとおり、進めていく。